

平成 17 年 4 月

## 逗子市教育委員会定例会

平成 17 年 4 月 28 日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成17年4月28日逗子市教育委員会4月定例会を逗子市役所第7会議室に招集した。

### 出席者

委員長	小 島 裕 子
教育委員	五十嵐 樹
教育委員	村 松 邦 彦
教育委員	吉 崎 久 治
教育長	野 村 昇 司
教育委員会理事 (文化・教育ゾーン総括)	松 下 洋一郎
教育部長	新 明 武
教育部次長 (学校教育課長事務取扱)	川 村 信 敏
教育部参事 (文化・教育ゾーン担当)	平 和 夫
教育総務課長	草 柳 清
学校教育課課長補佐 学校教育係長事務取扱	金 沢 聖
生涯学習課長	矢 島 茂 生
生涯学習課課長補佐 文化財保護係長事務取扱	竹 内 敏 春
教育研究所長	佐 藤 真 澄
教育研究所主幹	高 館 正 明
小坪公民館長	野 田 時 義
図書館長	川 上 喜久夫
図書館館長補佐	永 田 寛 夫

### 事務局

教育総務課課長補佐 庶務係長事務取扱	小 俣 雄 司
-----------------------	---------

開会時刻 午後 3 時 0 2 分

閉会時刻 午後 4 時 2 1 分

会議録署名委員決定 吉崎委員、村松委員

委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願い申し上げます。傍聴に際しては、受付で御説明申し上げた注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただくことがありますので、御了承ください。

委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年逗子市教育委員会4月定例会を開催いたします。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は吉委員、村松委員をお願いいたします。

では、これより会議日程に入ります。

日程第1「3月定例会会議録の承認について」

委員長

日程第1「3月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数。)

では、御異議がなければ、3月定例会会議録については承認いたします。

五十嵐委員、吉委員、会議録に御署名ください。

日程第2「教育長報告事項」

委員長

次に、日程第2「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

教育長

それでは、御報告の前にいくつかお話をさせていただきます。まず、この逗子にとっても新しい文化の日差しが注いできたということで、新図書館が開館いたしました。テープカット等に御参加いただきました教育委員の皆様、大変ありがとうございました。報告によりま

すと当日の来館者が3,959名であったそうです。そして、そこから貸し出された本が何と5,651冊、かなり市民の方々の期待がこの数字の中にもあらわれているのではないかと思います。そういうことを冒頭に申し上げましても、新しい年度を迎えてもう既に1カ月がたとうとしております。学校現場も2期制の試行期間に入りまして、それなりの新しいカリキュラムのもとに実施しております。そして着実に学校教育が行われているわけでございます。新年度の教育方針につきましては、1月の定例会で戦略ブックのベンチマークというものをもとにして、私、かなりいろいろな視点からお話しした記憶がございます。繰り返すこととなりますので、一応皆さんのお手元にある「平成17年度逗子市学校教育の充実に向けて」というプリントをもとに、お話をさせていただきたいと思っております。

そのプリントによりますと、まず、教育の現状と課題ということ、そして学校教育推進の課題ということでございます。現状につきましてはもう皆様十分、私よりもいろいろな観点から御認識いただいていると思っておりますので、学校教育推進の課題ということで、そこに書かれていることをかいつまんでお話ししたいと思っております。逗子市ではもう3年目に入りますが、少人数制の指導教員や学校図書館指導員を配置して、個に応じた指導並びに読書指導の充実を図ってきております。考え方は学ぶ意欲とか思考力とか判断力とか表現力、読解力を育成することを目標としておりますが、これを実現するためには何度も耳にたこができていないかと思っておりますが、授業で勝負する先生の育成ということが大きな目標になってきております。この授業で勝負する先生の育成が、これらの課題を実現するためにはますます重要な課題になっていると私自身認識しております。

また、現在話題になっております学力低下ということを通して、最近、読解力の低下が喧伝されているわけですが、各教科の学習において論理的な文章を正しく読み取る力を逗子の子供たちにはつけていきたいということで、今年度からこの点について力を注いでまいりたいと思っております。こういう力が総合的学習の時間を深化させ、発展させていると思っております。そういう意味で教科の学習というものに力を入れていきたいと思っております。各学校ではこのような課題とともに、先ほど申しました2学期制に取り組んで、学校のビジョン、目指す子供像、あるいは教育課程を保護者や地域に説明しながら、学校経営及び学校運営に邁進しているところでございます。また、本市では学校安全や地域との連携による防犯体制の確立を進めるとともに、児童・生徒の防犯ブザーの携帯等、前回の議会ではGPSの問題もいろいろ論議されてきておりますが、さらにはキャップやくらし安全指導員による防犯教室の開催などを通して、学校内外にわたっての安全対策に重点を置いて進めてまいり

たいと思っております。

こういうことを背景にして、今年度の学校教育の重点といたしまして、創意あふれる教育活動、特色ある学校づくりを推進するという柱、それから教師の授業力を高め、基礎・基本の確実な定着を図るということ、そしてさらに3つ目として学校図書館教育の充実及び子供の読書活動を推進するという、この3つの柱をもとにして、学校教育の推進を図ってまいりたいと思います。細かい点につきましては、そのプリントにも書かれておりますし、常々私や皆様とお話し合いしている中での要素がこの中で語られているわけです。さらに学校教育の充実に向けてというところには、10項目の課題が書かれております。学校教育の今日的な課題というところには、11項目の内容が書かれております。さらに学校教育の支援事業といたしましては、11項目の支援事業が用意されております。これらのことにつきましては、それぞれ詳しい、具体的な内容につきましては、もし御質問があれば所管の方でお答えしてまいりたいと思っておりますが、私の方から一つ一つ説明するにはちょっと時間がかかりますので、このプリントを通して御理解いただければと思っております。

さて、そこで私の方から平成17年4月1日付の人事異動がございましたので、この人事異動につきまして御紹介いたしたいと思っております。まず、学校教育課長でありました川村信敏が昇格し、教育部次長・学校教育課長事務取扱となりまして、嶋次長との2次長体制となりました。この点が変わりましたので、御認識いただきたいと思います。この結果、嶋次長につきましては、教育総務課、生涯学習課、社会教育施設（図書館及び文化プラザホールを除く）を所掌し、川村次長につきましては学校教育課、教育研究所を所掌していただくようにいたしました。なお、図書館、文化プラザホールにつきましては、従前どおり平参事が所掌いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議会事務局次長補佐・庶務係長事務取扱でありました金沢聖が学校教育課課長補佐・学校教育係長事務取扱として来られました。

次に、小坪公民館長でありました大久保博が緑政課主幹として、また生涯学習課長でありました山田享史が土木管理課長として市長部局へ出向いたしました。

続きまして、学校教育課課長補佐・学校教育係長事務取扱でありました矢島茂生が生涯学習課長となりました。

次に、生涯学習課副主幹・文化財保護係長事務取扱でありました竹内敏春が生涯学習課課長補佐・文化財保護係長事務取扱として昇格いたしました。

次に、逗子市立久木小学校教頭でありました佐藤真澄が教育研究所長として、また逗子市

立池子小学校教諭でありました高館正明が教育研究所主幹として来られました。

続きまして、会計課課長補佐・会計係長事務取扱でありました野田時義が小坪公民館長として来られました。

次に、図書館副主幹・奉仕係長事務取扱でありました永田寛夫が図書館館長補佐として昇格いたしました。

なお、教育研究所長でありました門脇貴子が逗子市立久木中学校教頭として、また教育研究所主幹でありました根岸泰夫が逗子市立沼間中学校教諭として戻られましたので、お伝えいたしておきます。

以上、異動に際しまして御紹介いたしました。今後ともこの体制で教育行政につきまして努力いたしますので、御尽力、御支援のほどよろしく願いいたします。

次に、平成16年度湘三管内第4回教育長会議と、それから昨日平成17年度第1回湘三管内教育長会議の内容について、まとめて御報告させていただきたいと思います。

初めに、どちらも人事絡みの内容が主な内容になるわけですが、平成16年度、平成17年度の教職員の人事の概要についてでございます。これはあくまで湘三管内の人事でございますが、校長人事につきましては定年退職者が18名、小学校が14名で中学校が4名。それから勸奨退職者が4名、小学校が3名、中学校が1名。休職は中学校が2名、小学校が2名おります。それから、行政間交流として6名、小学校が1名と中学校が1名。校長として昇任いたしました校長は、23名でございます。そしてこの中で、最少年齢で昇任した方は、小学校が49歳、中学校が53歳です。平均年齢といたしましては、小学校が53.9歳、中学校が53.8歳という年齢でございます。さらに今後はもっともっと年齢が若くなってこようかと思っております。次に、平均校長在職年数でございますが、小学校は大体7年6カ月、中学校が9年1カ月ということでございます。

続きまして教頭人事についてですが、教頭の湘三管内の定年退職者が5名、それから勸奨退職者が1名、行政間交流が13名おります。さらに教頭として昇任した教頭が28名でございます。そして、最年少で昇任された方が、小学校が48歳、中学校が45歳ということでございます。平均年齢といたしましては、小学校が51.2歳、中学校が51.5歳というような状況でございます。

さらに、女性登用ということがいつも課題になりますが、昇任者として校長は5名、小学校が3名に中学校が2名。教頭は5名で、小学校が3名、中学校が2名。神奈川県全体では、女性校長は20名、小学校が14名、中学校が6名。女性教頭は、31名、小学校が25名、

中学校が6名、このような状況でございます。

校長にしても教頭にしても、この1年間、何もなく無病息災、元気いっぱいに行っていたければよろしいわけですが、どういう事情が生じるかわかりません。そのための名簿登載というのがございますが、現在のところ校長候補、いわゆる名簿登載されている人数はたった1名ということでございます。1名でこの湘三管内の校長に事故等でもあればどうするのか。そのときにいわゆる行政に出向している校長の資格を持った方々が校長に出てこなければならぬ。その方が現在のところ、市長部局、教育委員会にいらっしゃる部長とか課長が6名、合計7名いるということなんです、大変な事故がないことが願いでございます。

それから、一般教職員の人事についてでございますが、一般教職員の人事につきましては、定年退職なされた先生方が58名いらっしゃいます。小学校が41名、中学校が11名、そのほか養護学校、中学校で1名、事務の小学校・中学校で1名、栄養士が1名。勸奨退職が69名おります。自己都合で退職なされた方が14名。これに対しまして新採用は160名いるわけでございますが、1カ月たたないうちにお辞めになる新採も、ちらほら見え隠れしていると聞き及んでおります。これは最近の傾向なんです、東京ではまだ1カ月もたたないうちに23歳の新採の教員が自らの命をお断ちになったという悲しい情報が入ってきております。学校になじめないということか、いかに若い先生たちに力強く生きてもらうと同時に、先輩教師たちがいかに若い先生たちをフォローして指導していくかということも大きな課題になってくるのではないかと思います。

人事交流でございますが、逗子から他市へ出て行った方々が5名ございます。逗子から鎌倉へ2名、茅ヶ崎へ1名、葉山へ1名、それから三浦へ1名。他市町から入ってまいりました方は、鎌倉から1名、葉山から2名、こういうようなことで、今回は前年度よりも多少少な目なんです、逆に他府県からの新しい、新採ということになりますか、試験を受けて神奈川県になったという数がかかなり逗子の場合には入ってきておりますし、私も面接いたしました、かなり優秀な経験者ですから、新採といっても他府県では現職でいたわけですから、それなりの力を持って逗子で活躍してくれることを期待しております。

先ほど本年度の新採が160名と申しました。来年度の神奈川県は大体2,000名ほど募集するそうなんです、第1次試験で1,000名ぐらい受かって、そして来年度の募集人員は560名を予定しているそうです。大きく変わりましたことは、いわゆる臨任の先生方、教員の免許を持って臨任の先生方に対しての試験制度が緩和されたということで、5年臨任の経験を持ち、それが3年以上連続していれば、筆記試験は免除するという点が新しくなり



ました。これは東京の方ではとっくにやっていることなのですが、今年度、神奈川県はやっとこれに踏み込んできたということで、少しは臨時で先生をやっている優秀な方たちが救われてくるのではないかと思います。

特に7年度問題ということで、団塊の世代の先生方が大挙お辞めになる時期が本当に近い将来やってまいります。こうなったときに今度は逆に新採用を大量に受け入れないと学校の教員が不足することになると。大阪あたりはもうかなり手を広げて、各地で説明会をしています。神奈川県の場合も何カ所かで行う予定であるという情報は入ってきております。神奈川県の場合には、新採でせっかく合格しても、やめて教員から民間へ行くということではなくて、教員から教員としてやめていくんですね。ということは、どういうことかといいますと、一旦、とにかく現職という教員の資格を持ってお勤めになった方は、一、二年たって地元の学校で試験を受けて合格する。そのときにはもちろん現職ですから、採用する方も安心して採用するというので、地方の方はとにかく受かるところへ入ってしまいなさいという傾向。入って二、三年たって、地元のところで試験を受けて、受ければ、その地元では現職の先生や臨免の先生には筆記試験がございませんから、面談と、それから論文だけで採用されていくわけですから、一、二年我慢すれば、地元の教員になれるということで、かなり若い者の異動が激しくなってきた。こういうことで、7年度問題の団塊の時代が大挙退職なさる時代になったときに、果たして教員の数が間に合うのだろうか。現在、返子の場合でも相当数の臨任の先生でやっとならないうという現実もございます。これがさらに今後きつくなるのではないかなと思っております。

それからもう1点は、平成17年度の定数の配当についてですが、これは従来どおり40人学級が基準ということが神奈川県の方針で決まっております。ですから、40人を対象に先生の数を決定するのは、5月1日とその決定日になりますから、この休み中の変動でどうするかというのは大変難しい問題なんですね。41か2になれば2学級になるわけですから、学校としても来てもらいたいし、41だったのがこの4月の末日に転校なんていうことになりますと、2学級で編制していたものが急遽1学級になってしまうというような問題が生まれてきております。そういうことで、小学校の場合は規定数が40人学級ということで、湘三の方で人員を配当してまいります。さらに、これは新しいことではございませんが、養護教諭の場合、小学校85人以上については、2人、中学校の場合は80人以上の場合に2人配当する。学校栄養士の場合は単独校550人以上に1人ということでございます。そういうことで、今、食教育ということが話題になってきまして、栄養教諭というものが浮上

してきております。ただ神奈川県の場合は、今のところ、県費として栄養教諭を採用する方向がまだ出てきておりません。ただ、現状としては栄養士が教諭の資格を取るという方向に動いているそうなんです、教諭の資格を取るのに3年ほどかかるということでありまして、退職年齢に近い栄養士が取ったとしても、取ったときに退職ということになるので、栄養士のまま終わる方もいらっしゃるでしょうし、栄養教諭として活躍する方もいらっしゃるでしょうが、神奈川県の場合、まだ今のところそういう見通しを持ってないということになりますと、栄養教諭という資格を持つということであって、県費としての採用が果たしていつ行われるのかということは、ちょっと現段階では明快な回答ができないということをおっしゃってありました。

また、先ほどの新採の採用に戻りますが、中学校の場合には230名を採用する予定であります。その中で、ここ数年来、社会科と国語の教員は採用してなかったわけですが、本年度の採用試験では数学を50名とりたいということ。中学校国語教諭を30名、それから社会科を20名、合計50名ということで、この中学校の試験を合格しても、その合格者の中に小学校の免許を持っていた場合には小学校に行っていただく方針を持っていると。ただし、本人の希望によって中学校に戻りたいということであれば、何年か後には中学校に戻すというような話し合いができていたやに聞いております。

以上いろいろございましたが、人事のことで大分きのうも時間をかけていろいろな話が出てまいりました。どこの方がどこへ移ったかというような細かい資料は、私の手元にありますので、もしも御関心があれば、この資料を見ていただければと思います。大分長くなりましたので、この辺で終わりたいと思います。あとは部長の方から、よろしく願いいたします。

教育部長

それでは、私の方から市議会の審議等概要について御報告をさせていただきます。先月3月18日の教育委員会定例会開催以後における平成17年逗子市議会第1回定例会の審議概要について御報告をさせていただきます。

先月の教育委員会定例会におきましては、平成17年度予算に係る予算特別委員会の審議結果まで御報告いたしました。3月19日以後においての状況を報告させていただきます。3月24日の本会議におきまして、まず議案第12号逗子文化プラザホール条例の一部改正についての議案が教育民生常任委員会の審査結果どおり、全会一致をもって可決されております。また、議案第13号平成16年度一般会計補正予算(第5号)についても、同様に教

育民生常任委員会の審査結果どおり、全会一致をもって可決されております。

翌3月25日の本会議におきましては、議案第18号平成17年度一般会計予算ほか4特別会計予算の議案について、まず予算特別委員会の委員長報告が行われまして、平成17年度一般会計予算につきましては、予算特別委員会と同様、岩室議員ほか1名から、また平井議員ほか6名からの減額修正案が提出されまして、平井議員ほか6名から提出されました市内在住の小学校1年生にGPS機能付携帯端末を無償貸与する児童・生徒安全確保事業812万5,000円を含む総計2,044万2,000円の減額修正案が多数可決され、その他の原案についても多数可決されております。また、国民健康保険事業特別会計予算ほか3特別会計予算につきましては、全会一致または多数をもって可決され、その後、陳情の審査結果の報告、意見書案4件及び決議案3件の議決がなされまして閉会となっております。以上がこれまでの平成17年第1回市議会定例会の状況でございます。

次に、平成17年市議会第1回臨時会の概要について御報告いたします。市議会第1回臨時会につきましては、お手元の資料の記載のとおり、4月11日に会期を1日として開会されまして、逗子市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、政治倫理の確立のための逗子市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての議案が全会一致をもって可決された後、監査委員の選任についてのほか、副議長の辞任、選挙等が行われました。その結果、監査委員につきましては近藤議員が全会一致をもって同意され、また副議長には新たに須田議員が指名されております。そのほか、教育民生常任委員会の委員には原口議員、平井議員、松本治子議員、毛呂議員、岩室議員、草柳議員、眞下議員が選任されまして、同日臨時会が閉会しております。以上が第1回臨時会の状況であります。雑駁ではありますが、御報告を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。それでは、本件に関しまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

冒頭、教育長の方から逗子市学校教育の充実に向けてという17年度のビジョンのお話がありましたけれども、特になければ結構ですけれども、生涯学習について何かありましたら、17年度のお考えが教育長の方からでも、生涯学習の方からでもあるんでしたらお聞かせ願えますか。

委員長

生涯学習課長、いかがですか。

生涯学習課長

特に今後については、新しいものというのはいけません。

委員長

教育長から何かありますか。

教育長

今、課長が申したとおり、新しい事業というものはいけません、これまで続けております生涯学習課で取り扱っている事業というのは、まさに両手に乗らないくらい多いわけですね。これらを今後やはり精査していくという一つの方向が私はあるのではないかと考えております。ただ、どれをとりましたも、やはり市民との大きなかわりを持った事業ですので、そう簡単にどうこうすることはできないんですが、やはり今後充実させていくための精査ということも視野に入れて考えていきたい。これまでの文化財保護、あるいはこのことについても、生涯学習課としては充実させていかなければならないことでもありますし、そのほか市民とのかわりのあるさまざまな事業について、市民との交流を持ちながら、きちんと実施できればと考えております。

委員長

五十嵐委員、よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

村松委員

先生の定年が、間もなくいっぱい出るということなんですが、今、逗子市としては少人数とか、いろいろと特色のある学校づくりとかやっているんですね。今後、60歳を超える先生方を嘱託としてやるのか、団塊の世代のそういう先生方を定年以降活用する計画というのはあるんですか。

教育部次長（学校教育課長事務取扱）

一つは、定年以降、再任用という制度がございますので、週30時間という単位で活用しております。それからもう一つは、今年度実施しておりますが、初任者の研修の後補充という先生が、つまりは初任者が研修のために学校から出てしまいますので、それを補充する先生として、退職された先生にも来ていただいて、授業に生かすということで活用させていただいております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、ほかにないようですので、これをもちまして教育長報告事項を終わらせていただきます。

日程第3「報告第9号教育委員会職員の人事異動について」

委員長

日程第3「報告第9号教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第9号につきまして御説明を申し上げます。教育委員会職員の人事異動につきましては、先ほど教育長の報告事項で御紹介をさせていただきましたが、教育委員会の人事につきましては急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理によりまして行わせていただきました。同条第2項の規定に基づきまして御報告をし、御承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長

では、本件につきまして御意見、御質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、御質疑、御意見等ないようですので、本件について承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について承認いたしました。

日程第4「報告第10号県費負担教職員の任免の内申について」

委員長

次に、日程第4「報告第10号県費負担教職員の任免の内申について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

報告第10号について御説明いたします。

県費負担教職員の任免の内申について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委

任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めたいと思います。

それでは、別紙をごらんいただきたいと思います。校長の配置がえにつきましては、2名でございます。それから教頭が3名でございます。一般教員から教頭への承認が、そこに書いてありますが、4名でございます。なお、その1人、門脇につきましては、研究所長から久木中学校教頭となりました。次に、市外から転任してまいりました教員、中学校ですが、3名でございます。それから先ほど教育長のお話にもございましたが、教育研究所の根岸が沼間中学校に転任してございます。一般教員の市内異動につきましては、別紙記載のとおりでございます。新採用ですが、小学校6名、中学校2名、合計8名採用いたしました。遠くは北海道から高知県、岡山県など、県外からも3名でございます。それから、先ほど質問もございました再任用ですが、逗子小学校2名、再任用、1人は更新、もう一方は新規にということで、小坪小学校で教頭をしておりました西川先生が再任用となりました。以上です。

委員長

本件に関しまして、御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

異動になった2名の校長先生については、前所属の学校ではどのくらいの任期でいられたのか、教えていただけますか。

教育部次長（学校教育課長事務取扱）

校長先生の配置がえでございますか。西川校長は1年でございます。島校長は4年でございます。

五十嵐委員

意外に保守性というか、ないというか、それなりにお考えあつてのことだと思んですが、保護者の立場から言えば、1年での異動というのは、とてもよい先生だけに、残念な方も多々いらっしゃるんじゃないかなというふうに思いましたが、その辺のこの理由をお聞きしてはいけないんでしょうけれども、そういう御意見はありませんでしたか。

教育部次長（学校教育課長事務取扱）

私どもも人事交流につきましては、教育長を含めまして教育委員会の事務方でもいろいろ検討いたしましたが、いつかはここで動かさないと、また別なところで1年というのは、どうしてもせざるを得ない状況がございました。今後は少なくとも1年以上、2年、3年というのを考えております。以上です。

委員長

ほかにかがでしょうか。

では、ほかに御質疑、御意見がないようですので、本件について承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第5「報告第11号平成17年度逗子市奨学金受給者の決定について」

委員長

次に、日程第5「報告第11号平成17年度逗子市奨学金受給者の決定について」を議題といたします。

御報告いただく前にお諮りいたしますが、本件については奨学金受給者の氏名など個人情報を取り扱いますので、秘密会にさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

( 全員異議なし )

では、御異議ないようですので、秘密会とさせていただきます。傍聴の皆様、大変申しわけございませんが、御退出いただけるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6「報告第12号逗子文化プラザホール条例の施行期日を定める規則の制定について」

委員長

次に、日程第6「報告第12号逗子文化プラザホール条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

教育部参事

それでは、報告第12号、逗子文化プラザホール条例の施行期日を定める規則の制定について、御説明いたします。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子プラザホール条例の施行期日を定める規則の制定について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、規則の制定につきまして御説明いたします。もとより逗子文化プラザホール条例の施行期日につきましては、附則で公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行するという規定で規定されております。これを受けまして逗子文化プラザホール条例の施行期日は平成17年4月1日とさせていただきものでございます。ただし、会議室の施設は平成17年5月1日以降の使用からということで、会議室というのは、現在ホールに隣接しております簡易建物を指しますので、これを一応踏まえておいていただきたいと思います。この簡易建物が完成いたしましたので、5月1日以降の使用からとさせていただきます。その他の施設等は平成17年6月19日以降の使用からということでございます。以上でございます。

委員長

本件に関して御意見、御質疑ございますでしょうか。

特にございませんか。

これは公布が3月25日ですね。これは3月の教育委員会定例会よりも後の日付ですよ。そうすると、そういう日付の前後というのは、どうなんでしょう。急施を要したのでしょうけれども、日付的には必ずしもそうではないと読む方もあると思いますので、そのあたりは慎重に日付を扱いたいというふうに思いますが、いかがでしょうね。

教育部参事

定例会にできれば間に合うように取り計らいをするようにという趣旨でしょうか。

委員長

急施を要したのだというのが時々あるわけですが、要するに一回その前に検討する機会があるのではないかと御指摘がこういう場合、出てくるのではないかとこのように、日にちを拝見したので、コメントとして申し上げましたが。

教育部参事

3月定例会に間に合うように計らえという趣旨でしょうか。



委員長

間に合わなかったのですねということです。

教育部参事

はい、そうです。とりあえず4月1日ということでしたので、教育長の代理で行ったということになります。

委員長

公布が3月25日でしたので、定例会と近かったなということをおっしゃただけです。

ほかによろしいでしょうか。

では、御質疑、御意見がほかにはないようですので、本件については承認することによりよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第7「報告第13号逗子市立図書館条例施行規則の全部改正について」

委員長

次に、日程第7「報告第13号逗子市立図書館条例施行規則の全部改正について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

図書館長

それでは、報告第13号逗子市立図書館条例施行規則の全部改正について御報告申し上げます。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市立図書館条例施行規則の全部改正について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容について御報告申し上げます。逗子市立図書館条例につきましては、平成17年1月に施行いたしておりますが、条例施行規則につきましては4月の新図書館開館に合わせて改正を行ったところであります。主な改正点は、図書館の開館時間及び休館日について、平日が午前9時から午後8時まで、土、日、祝日が午前9時から午後6時までに変更があったこと、及び休館日が毎週月曜日から第1・第3火曜日及び図書整理日として第2火曜日に

変更になったことを第2条及び第3条に規定いたしました。

次に、従来の視聴覚ライブラリーにかえ設置した視聴覚コーナーでのインターネットの閲覧やビデオ、CD、DVDの試聴の手續及び貸し出しの手續を第11条、第12条で規定いたしました。以上が主な改正点であります。

以上で報告を終わります。

委員長

本件について御意見、御質疑ございますでしょうか。

特にございませんか。では、ないようですので、本件について承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第8「報告第14号逗子文化プラザホール条例施行規則の一部改正について」

委員長

次に、日程第8「報告第14号逗子文化プラザホール条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

教育部参事

それでは報告第14号逗子文化プラザホール条例施行規則の一部改正につきまして、逗子市教育委員会の所管に係る逗子文化プラザホール条例施行規則の一部改正について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき御報告させていただき、承認を求めます。

それでは、規則の一部改正につきまして御説明いたします。かねてより文化プラザホール内部でプレハブの簡易建物の平屋建ての建設を進めておりましたけれども、これが逗子小学校寄りに立ち上がりました。この会議室に、従前と同じような使用方法で貸すということで、御利用をいただくということの内容を含んだそれぞれの条文の一部改正ということでございます。第6条というのは、使用の許可申請でございますので、この簡易建物の会議室を使用しようとするときの1カ月前の月の初日から使用する日の5日前まで許可申請を使用許可することになります。第13条は使用料の納付、第16条は使用料の減免の規定、それぞれに

本会議室を使用するときの施行規則で、他のこういった施設と同じように、規定を設けさせていただくものでございます。

この規則は平成17年4月1日から施行し、5月1日以降の使用から実施します。ただし、5月1日以降の使用から適用するために、4月20日に現実的な受け付けをするということで、経過措置としてこのような文言を設けさせていただきました。使用しようとする1カ月前の初日とあるのは、平成17年4月20日と、5月分だけについて、適用させていただくということでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

本件に関して御質疑、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

では、本件に関して承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第9「報告第15号逗子市公民館条例施行規則等の一部改正について」

委員長

次に、日程第9「報告第15号逗子市公民館条例施行規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第15号逗子市公民館条例施行規則等の一部改正につきまして御説明申し上げます。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市公民館条例施行規則等の一部改正につきまして、急務を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして御報告し、承認を求めるものでございます。

本公民館条例施行規則等の一部改正につきましては、平成16年6月9日に公布されました行政事件訴訟法の一部改正に伴い、対応するものでございます。特に様式の部分でございまして、使用許可に係る処分の取り消しを求める訴えにつきましては、本書を受け取った翌

日から起算して3カ月を6カ月に、使用料に係る処分の取り消しを求める訴えは、異議申し立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して3カ月を6カ月に改め、使用許可に係る審査請求、異議申し立ては、本書を受け取った翌日から起算して60日以内という教示をしなければならないものでございます。なお、教育委員会所管に係る逗子市青少年会館条例施行規則及び逗子市野外活動センター規則、逗子市立体育館条例施行規則、逗子市都市公園事業の公園施設の管理に関する規則の使用許可通知、使用料減免・承認等の様式の備考欄あるいは裏面に加筆及び修正をし、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長

本件に関して御質疑、御意見等ございますでしょうか。

五十嵐委員

この改正のもともとの趣旨等といたしまして、さっき言われましたが、どういう理由でこう改正が行われたのかお聞かせ願えませんでしょうか。

教育総務課長

先ほど申し上げました平成16年6月9日に公布されました行政事件訴訟法の一部改正は、救済範囲の拡大、それから審理の充実・促進、行政訴訟をより利用しやすく、わかりやすくするための仕組み等の改正が主な内容でございまして、その趣旨にのっとり改正をさせていただきました。以上でございます。

五十嵐委員

そういうことであれば、市民の方に何かの形で告示をなさるようだと思いますけれども、どういう形で御案内差し上げるのか、お聞かせ願います。

教育総務課長

これは基本的には、先ほど申し上げました公民館、青少年会館、野外活動センター、それから体育館等を御利用になる際に申請をされます。その裏側に表示がされておりますので、基本的にはその申請をされたときにわかると思います。以前に行政事件訴訟法が変わるといっても広報等でPRさせていただいた経緯がございます。申請の際には市民の方もわかりになるのではないかと理解しております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、ほかにないようですので、本件について承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定をいたしました。

日程第 10 「報告第 16 号逗子市野外活動センター規則の一部改正について」

委員長

次に、日程第 10 「報告第 16 号逗子市野外活動センター規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは御報告させていただきます。報告第 16 号逗子市野外活動センター規則の一部改正について御報告します。逗子市教育委員会の所管に係る逗子市野外活動センター規則の一部改正について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により行いましたので、同条第 1 項の規定に基づき、承認をお願いするものでございます。

それでは、報告第 16 号資料をごらんいただきたいと思います。そちらの方は規則改正の新旧対照表でございます。それでは第 1 項第 2 号の宿泊以外の場合の下線の箇所が改定内容でございます。申請の日を第 1 号の宿泊の場合にそろえたものでございます。以上でございます。

委員長

本件に関して御意見、御質疑がございますでしょうか。

よろしいですか。では、本件について承認することによろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第 11 「報告第 17 号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について」

委員長

次に、日程第 11 「報告第 17 号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

図書館長

報告第17号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について御報告いたします。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

改正内容について御説明申し上げます。基礎改正を行いましたけれども、新図書館の休館日が毎週月曜日から第1・第3火曜日に変更となったため、図書館職員の勤務を要しない日を第1・第3火曜日に変更したものであります。

以上で報告を終わります。

委員長

本件に関して御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

16号それから17号と、文言、内容的には決めなければならないこともたくさんあったかと思いますが、これだけの変更であれば、急施を要する内容というふうにはしなくても、実際に承認できるような形にできないものかなというふうには思うんですけれども。今後の問題として、できれば事前に議案として出していただけるといいのではないかなというふうに思います。

委員長

承りました。ほかにいかがでしょうか。

では、ほかにないようですので、本件について承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第12「議案第6号教育長に指示する事務について」

委員長

次に、日程第12「議案第6号教育長に指示する事務について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは御説明申し上げます。議案第6号教育長に指示する事務についてを御説明申し上げます。

1件500万円以上の工事及びその工事に伴う委託の実施につきましては、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育委員会があらかじめ指示し、教育長に臨時代理させる事務を定めるものでございます。

指示期間につきましては本日、要するにこの定例会4月28日から平成18年3月31日まででございます。本年度、平成17年度教育委員会所管の工事計画につきましては、別添のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明終わります。

委員長

本件に関しまして、御質疑、御意見ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

では、御質疑、御意見等ございませんので、本件について可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について可決することに決定いたしました。

日程第13「その他」

委員長

次に、日程第13「その他」についてを議題といたします。

議事として何かお持ちでしょうか。

教育総務課長

教育総務課の方から1点御報告をさせていただきます。ただいま行っております定例会の会議録を本年度から逗子市教育委員会のホームページで見られるようにさせていただきたいということでございます。この4月の会議録につきましては、5月からホームページでござらんになっていただきたいと思いますという形で準備させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長

5月の定例会後ということですね。

教育総務課長

この4月の定例会が5月になれば見れるということです。

委員長

教育委員会で会議録を承認した後ということですね。

教育長

そうすると、今後はこういう形での会議録は出てこないんですか。

教育総務課長

いや、それはそれでお渡しします。市民の皆さんがホームページで見れるようにさせていただくということでございます。

委員長

ほかに何かその他についてございますか。

図書館長

先ほど教育長の方で御説明がございましたけれども、4月17日、午前9時、図書館新館オープンいたしました。委員の皆様におかれましては、本当にいろいろ御協力を、当日テープカットの出席等、ありがとうございました。おかげをもちまして無事オープンいたしまして、以後、順調に運営をしております。先ほどの新図書館オープン当日のデータにつきまして、教育長の方からお話ありましたように、3,959名の来館者、新規登録者は201名、貸出冊数が5,652冊です。ちなみに、昨年同時期の日曜日の統計では、新規登録が8名で貸出冊数が1,498冊ということで、かなり大幅な伸びを示しております。本日までの来館者ですけれども、開館実施以降は若干落ち着きを見せておりますけれども、平日で平均1,500人程度、土・日で平均2,000人程度が来館されております。また、印象といたしましては、かなり若い方の来館者が大分ふえたように見受けられます。

今後の図書館として利用者の声に耳を傾けまして、サービスの充実に努めてまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

委員長

よろしいですか。ほかに何か議事としてございますか。

教育部参事

お手元に逗子文化プラザの開館記念式典の進行案が多分配られていると思いますけれども、これについてお願いを含めてお話をさせていただきます。

先ほども触れましたけれども、平成17年6月19日に文化プラザホールの開館を予定しております。今現在、その開館に向け、いろいろなイベントに関しても着々と準備を進めて



おるところでございます。6月19日当日は午前10時に受け付けを開始いたしまして、式典の開会を11時からに予定をさせていただいております。ホールの式典に関しては、その進行案をごらんいただきたいと思っておりますけれども、ファンファーレ等を用意させていただきまして、市歌の斉唱から、型どおり、主催者のあいさつ等が行われるということでございます。ここでお願いでございますけれども、教育委員長以下委員の先生方につきましては、6月19日にぜひとも日程を調整していただいて、これに御参加をいただきまして、御登壇をいただきたいと思っております。主催者あいさつ、建設経過の報告、それから来賓の方々のそれぞれのごあいさつをいただきまして、1時間少々お時間をいただきまして、開館記念の式典を進めさせていただきたいと思っております。多少時間が延びても、1時間半以内には終了できるものと思っておりますので、日程の調整等をよろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

村松委員

きょうですね、承認とか報告事項が非常に多いんですけれど、これを1個1個やっているんですが、教育長に、全部、緊急を要するというのでやったときですね、すべてまとめて質疑をやっておいて一括承認というのはいらないんですか。1つ1つ議題としてやらないと事が済まないものかどうか。こういう問題というのは、いろいろあると思うんですけれども、紙ももったいないしね、一括で承認した方がいいんじゃないかと思うんですけど、この辺は何か規定があるんですか。

教育部長

これは審議の方法にもよると思いますが、通常の形ですと、やはりこれは一議題ずつ、提案して審議をいただくというのが通常の形だと思います。

教育長

急施を要したために私が決めたわけで、私が質問したり何かできないわけですけども、ただ、この中で、たった1箇所だけを変えるだけのものなのに紙が3枚使われていたんで、もったいないねと今、ささやいていたことなんですね。こういうのは、この前の会議のとき、前もって渡しておいて、その場でオーケーかオーケーじゃないかと決めていただいて、返事をここで一々やらなくてもできるようなシステムというのはいらないんですかね。

教育部長

規則などは、場合によっては等規則で一括して全部まとめるということは可能だと思いま

すが、改正理由が大幅に異なるというようなものと、やはりこれは個別に付議しなければいけません。ただ、字句等の訂正ですと、先ほども申しあげましたように、一括して全部まとめるということは可能です。この点については、検討させていただきたいと思います。

村松委員

いずれにしても教育委員会で緊急の場合は当然全面的に教育長の方に権限があるわけですね。それに対して教育委員会として個々何か異議がある場合は、当然その異議をきちんとです、そこで議論する必要があると思うんですよ。だけど、そうじゃない場合については、まとめていいものは一括承認とすると。ただ、議論は、1個1個するという必要だと思えますが、もっと重要な案件ってたくさんあると思うんですよ。だから、これを承認するためにですね、こんなに時間を費やすのはもったいないと思うんですよ。その辺を考えていただきたい。

委員長

ほかに何かありますでしょうか。

では、ないようですので、最後に次回5月定例会についてですけれども、次回は5月30日、月曜日、午後3時からを予定しております。

これをもちまして教育委員会4月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。